

# 無料 わが家の木造住宅 耐震診断

地震による家屋の倒壊から身を守るために、  
“すまいの耐震性”を確認しましょう！

阪神・淡路大震災  
における死因

84%

建物の倒壊等による  
圧死、圧迫死

## 耐震改修等補助金について

### 耐震診断について

市から委託を受けた耐震診断員(建築士)が、現地調査を行い耐震診断結果報告書をお渡しします。

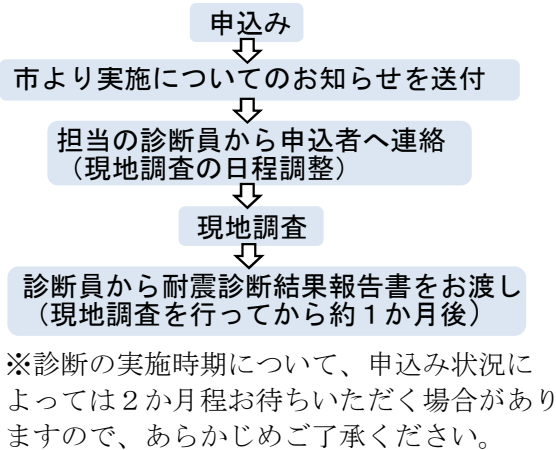
### 申込み条件

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であることが条件です。  
※プレハブ・ツーバイフォーを除く。  
※貸家の場合は居住者の同意が必要。

### 申込み方法

裏面の申込用紙に必要な事項を記入の上、住宅政策課に提出してください。(電話、WEBでの申込みも受け付けます。)

### 耐震診断の流れ



《判定値とは》

各階、各方向について、保有する耐力が必要耐力の何倍あるかのことで、各値の最も小さい数値が建物の判定値となります。

判定値:1.5以上	:倒壊しない
〃 :1.0以上1.5未満	:一応倒壊しない
〃 :0.7以上1.0未満	:倒壊する可能性がある
〃 :0.7未満	:倒壊する可能性が高い

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を判定します。

一宮市が実施した「木造住宅無料耐震診断」の結果に基づき、各種補助制度を設けています。

種類	条件
耐震改修補助 (上限100万円)	判定値1.0未満と診断された住宅を判定値1.0以上とする。(ただし、判定値を最低でも0.3以上あげる)
簡易耐震改修補助 (上限30万円)	判定値0.7未満と診断された住宅を判定値0.7以上1.0未満とする。
耐震シェルター等 設置補助 (上限25万円)	判定値0.7未満と診断された住宅に耐震シェルター等を設置する。
解体補助 (上限20万円)	判定値1.0未満と診断された延べ床面積30㎡以上の住宅1棟全てを解体する。

令和6年4月1日現在

※全ての補助制度について、契約・工事着手の前に補助金交付申請が必要です。

申請前に工事の契約、着手をすると補助金を交付することはできませんのでご注意ください。

わからないことがあれば  
気軽にご相談ください！



#### 【お問合せ・申込み先】

〒491-8501  
一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市建築部住宅政策課 対策グループ  
TEL 0586-85-7010(直通)  
FAX 0586-73-7809  
Email:jusei@city.ichinomiya.lg.jp  
一宮市ウェブサイト(ID:1002206)



受付番号

06

# 無料耐震診断申込書

無料耐震診断の結果、危険と判断された場合は改修するよう努力します。

## 申込者

氏名  
(建物所有者  
等の権利者)

フリガナ

住所

連絡先

TEL 自宅

携帯電話

## 住宅の概要

所在地

※住所地と同じ場合は、記入不要です。

一宮市

階数・面積

※面積はおおよそでかまいません。

1階 ( m<sup>2</sup>・坪) 2階 ( m<sup>2</sup>・坪)

建築年

明治 大正 昭和 年 月建築

増築

していない した (木造 木造以外) (昭和・平成 年 月)

構造

ツーバイフォー、プレハブ、混構造のいずれでもない

種類

専用住宅 店舗等併用住宅 長屋 共同住宅

※住宅部分が半数以上のものに限りま

居住関係

自己居住貸家 (耐震診断の実施について、居住者の同意を得ている。)空家 (建物が一部崩れている場合は、お声掛けください。)

図面

ある ない

診断後の予定

あり (改修・解体・シェルター・その他) なし (未定)TEL 診断員が診断時期について問合せをさせて頂く場合、都合の良い時間帯等を記入して下さい。(〇囲い又は数字)  
いつでも ・ 平日 ( 時頃) ・ 土日 ( 時頃)

【受付チェックリスト】

※住宅政策課記入

□昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅

統合データ	お知らせ書類			発注
	入力	発行	発送	
初回 ・ 2回目				
市データ 確認	建築年	面積		
備考				

受付欄